



お手続きは
簡単4ステップの **オンライン** で!



支給額
10万円
+こども加算^{※1}

所要時間は
10分程度

添付書類は
スマホで撮影
でOK!

申請期限：令和6年 **7月31日**まで!

1 事前準備

「確認書」と「添付書類」をお手元にご用意ください。

添 付 書 類

届いた
確認書

+

本人確認書類

例)

- ・ 運転免許証
- ・ 健康保険証
- ・ マイナンバーカード
- ・ 年金手帳
- ・ 介護保険証
- ・ パスポート

+

振込先のわかるもの

例)

- ・ キャッシュカード
- ・ 通帳
- ・ ネット口座等の口座情報がわかるページのスクリーンショット

2

専用フォームへ
アクセス



3

必要な情報を入力

4

添付書類を
スマホで
撮影して添付

送信!



オンラインで申請できないケース

- ・ 確認書を紛失した方
- ・ 世帯に確認書の「(2) こども加算対象児童」に記載されていない対象児童^{※2}がいる方
- ・ 代理人による申請を希望される方



郵送の場合

同封の返送用封筒にて郵送でのお手続きも可能です。郵送の場合は、記入した「確認書」と「添付書類のコピー」を返送用封筒に入れポストへ投函してください。



お問い合わせ

狛江市給付金コールセンター ☎0570 (03) 1578 (土日祝を除く午前8時30分～午後5時)

※1 世帯にこども加算対象児童がいる場合。

※2 対象児童については裏面「3. こども加算とは？」をご参照ください。

?

1. 令和6年度非課税世帯等給付金とは？

令和6年度、新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯（令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金の対象世帯を除く。また、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）に対し、1世帯当たり10万円を支給します。

?

2. 対象世帯かどうかを判断する基準日はいつ？

基準日は令和6年6月3日です。

?

3. こども加算とは？

令和6年度非課税世帯等給付金の対象世帯において扶養されている18歳以下（平成18年4月2日～令和6年9月30日生まれ）の児童がいる場合には、加算として、児童1人当たり5万円を支給します。

?

4. 申請はオンラインのみ？

オンラインのほか、郵送または来所でのお手続きも可能です。

▶ 郵送の場合

記入した「確認書」と「添付書類のコピー」を同封の返送用封筒に入れポストへ投函してください。

▶ 来所の場合

記入した「確認書」と「添付書類のコピー」を持参の上、
粕江市役所5階「給付金対策室」までお越しください。

?

5. 問い合わせ先は？

粕江市給付金コールセンター

☎ 0570 (03) 1578（土日祝を除く午前8時30分～午後5時）